



☆レッツ☆スタディ☆トゥゲザー☆

Let's study together

* ナンタンシティカアウンサアル *

Nantan City Council

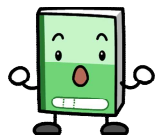


☆ さあ いっしょに ^{べんきょう}勉強 しよう ^{なんたんしぎかい}南丹市議会 ☆



ウエルカム トゥ ザ ラーニングルーム

Welcome to the learning room



へ や

～ ようこそ まなびの部屋へ ～



市議会って何かな？

私たちが住んでいる南丹市を安全で安心して住みやすくするためには、市民みんなで考え話し合って解決することが必要です。

しかし、多くの市民が集まって話し合うことはできないし、意見をまとめることもできません。そのため、地方自治体は、行政と市民の話し合いの場として、『議会』を設けています。

議会では、市民の皆さんが市民の中から市民の代表として選挙で選んだ市議会議員が、市民に代わって南丹市を住みよいまちにするための方策や課題を話し合い、市民の願いを実現しようと活動しています。

市議会はどんなことをしているのかな？

南丹市が安全で安心して住みよいまちになるよう、市の決まり（条例）や市のお金の使い方（予算や決算）などを話し合い決定します。

- ① 市役所の仕事が正しく行われ、税金が有効に活用されているかをチェックしたり、新しい取り組みを行うよう要望したりします。その際、問題点があれば指摘をします。
- ② 市長が提案する予算や条例の制定、改正や廃止について、それによいか審議し決定します。
- ③ 会議や委員会で話し合いや質問をします。
- ④ 副市長など重要な役職に就く人を市長が提案したときに意見をだします。

南丹市議会 Q&A

[各選挙時における議員定数]

年	月	日	議員定数
平成18年	2月	19日	26人
平成22年	2月	7日	22人
平成26年	2月	9日	22人
平成30年	2月	11日	22人
令和4年	2月	6日	20人

Q1 → 南丹市議会の議員数は、何人ですか。

A1 → 20人です。

Q2 → 南丹市議会の議員定数は、何で決められているのですか。

A2 → 議員定数は、条例で決められています。

Q3 → 南丹市議会の議員には、どうしたらなれますか。

A3 → 選挙権のある満25歳以上で、引き続き3ヶ月以上南丹市に住所のある

人は、市議会議員選挙に立候補する資格（被選挙権）があります。

議員になるためには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に立候補して
 当選する必要があります。

市議会議員に立候補する人は、街頭演説や選挙公報などを通じて、どのよ
 うな考えで南丹市のまちをよくしていくために政治を進めていきたいかを

伝えます。

選挙運動のできる期間は、立候補の届出が受理されたときから投票日の前日までです。
 市議会議員の立候補者が選挙運動のできる期間は、7日間です。

Q4 → 議員の報酬（給料）は、いくらですか。

A4 → 議員報酬の額は、次のとおりです。市議会議員の議員報酬及び費用弁償

等に関する条例で定められています。

役職等	報酬額（月額）
議長	470,000円
副議長	415,000円
議員（常任委員長・議会運営委員長）	390,000円
議員	380,000円

Q5 → 本会議は、年何回あるのですか。

A5 → 年4回（3月・6月・9月・12月）定例会があります。

また、急いで決めることがある時は、臨時会があります。

Q6 → 仕事を持っている人でも議員になれますか。

A6 → 仕事を持っている人でも議員になれます。

ちほうじちほうだい じょう
地方自治法第92条に
きてい
規定されています。

ただし、市議会議員は国会議員と兼職できないなど、一定の制約があります。南丹市議会でも、議員以外の仕事をしている人がいます。

Q7 → 議員は、議会がない時に、何をしているのですか。

A7 → 議員活動は、本会議や委員会などの会議に参加するだけではなく、他にも色々な活動をしています。

ていあん ぎあん じゅうぎん しんぎ ぎけつせきにん
提案された議案などを十分に審議し、議決責任や
せつめいせきにん
説明責任をしっかりと果たすために！！

- ① 市長などから提案された議案などの精読や調査をしています。
- ② 市民から寄せられた相談の対応や市民の声を直接伺っています。
- ③ 議会運営委員会、特別委員会ならびに広報広聴委員会など様々な会議に参加しています。
- ④ 政策課題を解決するため 調査研究 などに取り組んでいます。

Q8 → 市民の声を聴くために、どのようなことをしているのですか。

A8 → 議会報告会や各種団体との意見交換会などを行っています。

また、必要に応じて、アンケート調査を実施しています。

Q9 → 市議会だより『かけはし』は、誰が作っているのですか。

A9 → 各議員が原稿を作成し、その原稿を取りまとめて広報広聴委員会の委員が、構成しています。

※年4回市議会だより『かけはし』を発行し、全世帯に配布しています。

Q10 → 議会ぎかいの情報じょうほうは、どのように知らせているのですか。

A10 → ① 南丹市議会ホームページ
② 南丹市議会だより『かけはし』
③ 南丹市議会Facebook（フェイスブック）
④ その他（各議員かくぎいんが議員活動ぎいんかつどうの一環いっかんとして、会派かいはや議員個人ぎいんこじんで作成さくせいした広報通信こうほうつうしん・議員個人ぎいんこじんのSNS・各議員かくぎいんによる議会報告会ぎかいほうこくかいどう等）

Q11 → 委員会いいんかいとは何で、どんな委員会なに いいんかいがあり、委員いいんの任期にんきはいつまでですか。

A11 → 市長しちょうから議会ぎかいで決定けつていする必要があるひつようたくさんの議案ぎあんが提出ていしゅつされます。また、議員ぎいんから市しがしている仕事しごとについて沢山聞きたいことがあります。

 委員会いいんかいとは そこで、市の仕事し しごとを分担ぶんたんして、くわしく話し合える会議はな あ かいぎとして委員会いいんかいを設けています。ゆえに、委員会いいんかいは、市議会しぎかいが円滑えんかつに進み効率的な運営すす こうりつてき うんえいをするために設けられているのです。

 どんな委員会いいんかい 委員会いいんかいには、常任委員会じょうにんいいんかい、議会運営委員会ぎかいうんえいいんかい及び特別委員会とくべついいんかいがあります。

常任委員会じょうにんいいんかい：本市ほんしには、総務常任委員会そうむじょうにんいいんかい・産業建設常任委員会さんぎょうけんせつじょうにんいいんかい・文教厚生常任委員会ぶんきょうこうせいじょうにんいいんかいがあり、各委員会かくいいんかいに属する市の事務そく し しむ かんに関する調査ちょうさや議案ぎあん、陳情ちんじょうを審査しんさします。

議会運営委員会ぎかいうんえいいんかい：議会ぎかいの運営うんえいを円滑えんかつ、効率的に進めるための委員会いいんかいです。

特別委員会とくべついいんかい：特定とくていの事件じけんに限かぎって設置せっちされる臨時的な機関りんじてき きかんで、その事件じけんの審査しんさや調査ちょうさが終了すれば消滅する委員会しゅうりょう しょうめつ いいんかいです。

他に議会ぎかいだよりの発行はっこうや議会報告会ぎかいほうこくかいどう等を計画けいかくする広報広聴委員会こうほうこうちょういいんかいなどがあります。



いいん にんき
委員の任期は

じょうにんいいんかい ぎかうんえいいん にんき ねん
常任委員会と議会運営委員の任期は、2年となっています。

とくべついいんかい にんき とくべついいんかい ふ ぎ じけん
また、特別委員会の任期は、それぞれの特別委員会に付議された事件の
しんぎ お
審議を終えるまでとなっています。

Q12



ぎちよう ふくぎちよう き
議長や副議長は、どうやって決めるのですか。

ぎちようまた ふくぎちよう もの
議長又は副議長を志す者が、
ぎかうんえいとろ かか しよしんひようめい
議会運営等に係る所信表明を
おこな
行います。

A12



りっこうほ ぎいん ぎいん どうし せんきよ えら
立候補した議員の中から、議員同士の選挙によって選ばれます。

Q13



なんたんしぎちよう ふくぎちよう
南丹市議長や副議長は、どんなことをしているのですか。

A13



ぎちよう しぎかい だいひよう ぎかい ちつじょ たも ぎ じ せいり ぎかい
議長は、市議会を代表し、議会の秩序を保ち議事の整理をしたり、議会の
じ お しより しぎかい だいひよう いろいろ かいぎ し ぎようじ
事務を処理したりします。また、市議会を代表し、色々な会議や市の行事
とう しゅっせき
等に出席します。

ふくぎちよう ぎちよう し こ か ぎちよう か しょくむ
副議長は、議長に事故があるときや欠けたときに、議長に代わって職務を
行います。

Q14



かい は
会派とはどういうものですか。

A14



しせい たい かんが いけん おな ぎいん あつ かつどう だんたい
市政に対する考えや意見を同じくする議員が集まって活動する団体を
かい は
会派と呼んでいます。

なんたんし ふたりいじよう こうせい だんたい かい は
南丹市では、2人以上で構成されている団体会派となっています。

ぎかうんえいいんかい かくかいはだいひようしゃかいぎ さんか けんげん も
議会運営委員会や各会派代表者会議に参加できるなどの権限を持ってい
ます。

Q15



ぎかい ほうちよう い ばあい ぎかい ようす み ほうほう
議会の傍聴に行けない場合に議会の様子を見る方法がありますか。

A15



ほんかいぎ なまちゅうけい
本会議は、CATVによる生中継をしています。また、インターネット

ろくがちゅうけい はいしん し しちよう
で録画中継も配信しています。市のホームページからアクセスし、視聴で
きます。

また、スマートフォンでも録画配信や議会ライブ中継を視聴できます。

Q16 ➡ 請願（陳情・要望）書の書き方は決まっていますか。

A16 ➡ 請願の要旨や請願者の住所・氏名、紹介議員の氏名等記載すべき事項は、会議規則等により定められています。

請願は、その権利が憲法により保障されています。

地方議会への請願は、地方自治法において取扱いが規定されています

が、陳情・要望には規定がないことから、その取扱いは、各地方議会

で異なります。南丹市議会では、陳情・要望も請願に準じた

取扱いをしています。

Q17 ➡ 議員に相談したい時はどうしたらいいのですか。

A17 ➡ 相談したい議員に相談内容を伝え、相談する日程等を調整し実施します。

議員の連絡先が分かっていたら直接調整してください。

（議員の連絡先は、ホームページに載っています。また、各議員による

SNS や議会報告紙などにも掲載されています。）

他に議員に聞きたいことはありますか？

たとえば・・・

なぜ、議員になろうと思ったのですか。

南丹市をよくするために

心がけていることは何ですか。

議員になってよかったことは

何ですか。

何歳の時から議員になろうと

おもっていたのですか。



聞きたいことがあれば、議員に聞いてみましょう。



なんたんしぎかいちようしゃ 南丹市議会庁舎のご案内



知っているかな？
 この南丹市議会庁舎は、
 旧園部小学校の
 体育館だったん
 だよ！！

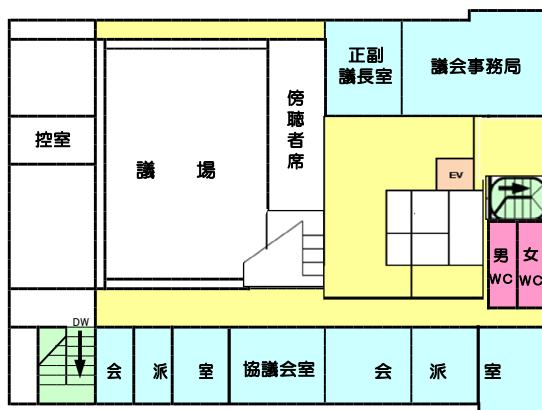
なんたんしやくしよ ごうちようしゃ
 南丹市役所3号庁舎が

なんたんしぎかいちようしゃ
 南丹市議会庁舎だよ。

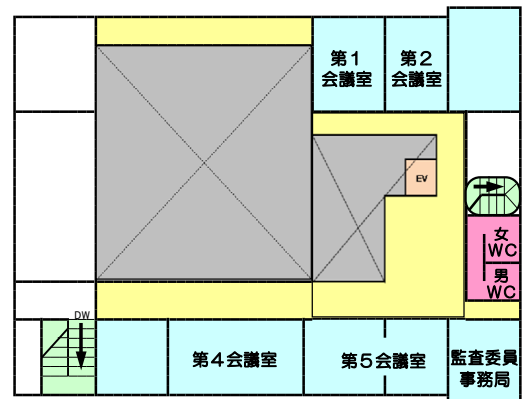
ほんちよう ごうちようしゃ かいはいちす
 本庁3号庁舎1階配置図

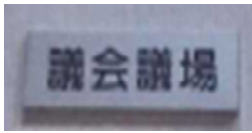
ほんちよう ごうちようしゃ かいはいちす
 本庁3号庁舎2階配置図

1階



2階





ぎじょう なか 議場の中はどうなっているのかな？

ぎじょうぜんたい
議場全体



ぎいんせき
議員席



ぎちようせき
議長席



えん だん
演 壇



ぎちよう すわ せき
議長が座る席です。

ぎちよう
議長はこの席に座り議事を進行します。

しちよう き せつめい ととき いっぱんしつもん かい め とうべん
市長などが決めてほしいことを説明する時や一般質問の1回目の答弁
をする時に使います。討論や委員長報告をする時などにも使います。

しつもんせき
質問席



ぎいん いっぱんしつもん ととき つか
議員が一般質問をする時に使います。

り じ しゃせき しつこうぶ
理事者席・執行部



しちよう ふくしちよう きやういくちよう
市長、副市長、教育長な
ど、議員からの質問や
しつぎ たい せつめい
質疑に対して説明する
ひと すわ せき
人が座る席です。

ぎかいじむきょくしよくいんせき
議会事務局職員席

ぎかいじむきょくちよう すわ せき
議会事務局長が座る席です。議長
の議事進行をサポートします。

ぎかいじむきょくしよくいん すわ せき
議会事務局職員が座る席です。

ぎかいしんこうじよう じかん ほか
議会進行上の時間を計ったり、
マイク操作やテレビの中継
操作などをします。

ほうちようせき
傍聴席

ぎかい ほうちよう かた すわ せき
議会を傍聴される方が座る席です。

きしやせき
記者席

しんぶん きしや せき
新聞記者の席です。

ほうちようせき
(傍聴席のところにあります。)

ほうちようせき
傍聴席に行くための
スロープ

ほうちようせき はい
傍聴席に入ってもらいやすいよ
う、スロープになっています。

なんたんしぎかい ほんかいぎ
南丹市議会では、本会議などでタブレットを

つか かいぎ
使って会議をしています。



ぎじょう ほかに 議場の他にはどんな部屋があるのかな？

せいふくぎちやうしつ
正副議長室



ぎちやう ふくぎちやう ひかえしつ
議長と副議長の控室です。

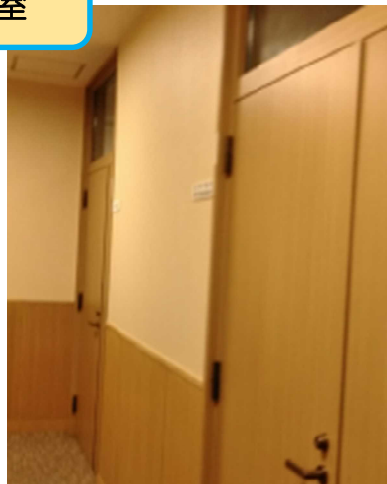


ぎちやうとう ぎかい しむ う あ
議長等が議会の事務や打ち合わせをします。

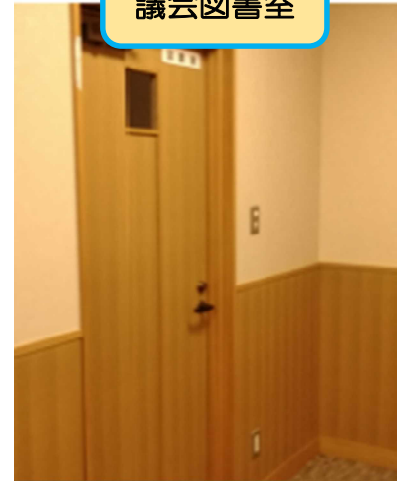
かいはいしつ
会派室



かいはい ぎいんひかえしつ
会派ごとの議員控室です。会派の打ち合わせなどをします。



ぎかいとしよしつ
議会図書室



ぎかいかんけい ほん お
議会関係の本が置いてあります。

きやうぎかいしつ
協議会室



いいんかいとう かいぎ
委員会等の会議をする部屋です。

ぎかいじむきょくしつおしつ
議会事務局執務室



ぎかいじむきょくしよくいん しごと
議会事務局職員が仕事をしている部屋です。

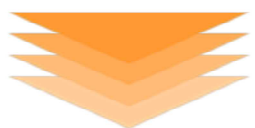
ぎいん う あ つか
議員との打ち合わせなどにも使います。

南丹市議会クイズ



- 1** 市議会で決める市の決まりごとを何というでしょうか。
- ① 法律 ② 憲法 ③ 条例
- 2** 市議会議員は、どうやって選ぶでしょうか。
- ① 市長が選ぶ ② 市民が選ぶ ③ 抽選で選ぶ
- 3** 市議会議員選挙は、何年ごとにあるでしょうか。
- ① 5年ごと ② 3年ごと ③ 4年ごと
- 4** 議長や副議長は、どうやって決めるでしょうか。
- ① 選挙 ② くじ引き ③ じゃんけん
- 5** 本会議(定例会)は、年何回あるでしょうか。
- ① 年12回 ② 年4回 ③ 年6回
- 6** 南丹市議会の議員定数は、何人でしょうか。
- ① 22人 ② 25人 ③ 20人
- 7** 請願には、紹介議員がいるでしょうか。
- ① いる ② いない ③ どちらでもよい
- 8** 本会議が行われる場所を何というでしょうか。
- ① 教室 ② 議場 ③ 職員室

こたえは、次のページを見てね。



① のこたえ ➡ ③ 条例

＊市議会で決める市の決まりごとを条例と言います。

② のこたえ ➡ ② 市民が選ぶ

＊市議会議員を選ぶのは、市民が選挙で選びます。

③ のこたえ ➡ ③ 4年ごと

＊市議会議員選挙は、4年ごとに行われます。

④ のこたえ ➡ ① 選挙

＊議長や副議長は、議員同士の選挙で決めます。

※選挙を行い、その結果同数の場合は、くじで決めることになります。

⑤ のこたえ ➡ ② 年4回

＊本会議(定例会)は、年4回行われます。

⑥ のこたえ ➡ ③ 20人

＊南丹市議会の議員定数は、20人です。

⑦ のこたえ ➡ ① いる

＊請願には、紹介議員が必要です。

⑧ のこたえ ➡ ② 議場

＊本会議が行われる場所を議場と言います。